

平成30年10月25日

越谷市と埼玉県農業大学校との農業の担い手育成に係る相互協力・連携に関する協定書の締結について

【目的】

越谷市と埼玉県農業大学校は、共通の課題である農業者の減少や高齢化に対応すべく、それぞれで農業の担い手の育成支援に取り組んできたが、この度、お互いの強みを生かして、効率的・効果的かつ確実に農業者を誕生させる事業を構築し実施することを目的に、「越谷市と埼玉県農業大学校との農業の担い手育成に係る相互協力・連携に関する協定書」を平成30年10月17日に締結した。

【これまでの農業従事・後継者育成支援事業の取り組み状況】

○都市型農業経営者育成支援事業

- ・平成22・23年度 いちご 3名（内非農家1名）

農家子弟2名は、研修終了後親元にて就農し、いちごハウス及び設備を整備し、観光農園を開設し現在に至る。

非農家1名は、市内いちご観光農園に就職したが、その後都合により越谷市を離れ、離農する。

- ・平成24・25年度 いちご 4名（内非農家1名）

農家子弟3名は、研修終了後親元にて就農し、いちごハウス及び設備を整備し、観光農園を開設し現在に至る。

非農家1名は、農地所有適格法人に就職し、いちご観光農園経営に携わる。

○新規就農・農業後継者育成支援事業

- ・平成27・28年度 ねぎ 2名（内非農家1名）

農家子弟1名は、研修終了後、親元にて就農し現在に至る。

非農家1名は、埼玉県農業大学校で研修後、本市で研修を受講し、研修終了後は、農地を借りてねぎ農家として新規就農し、現在に至る。

- ・平成29・30年度 ねぎ 1名（非農家）

非農家1名は、越谷市に在住しているが、農業経験がなく、開校式直後に農業に従事することへの不安から研修を辞退した。

- ・平成30・31年度 ねぎ 1名（非農家）、くわい 1名

農業後継者1名は、専業の水稻農家であり、水稻に加えくわい農家を目指し、研修中である。

非農家1名は、ねぎ農家でのアルバイト経験あり、研修中である。

【これまでの農業担い手育成支援事業の課題】

「都市型農業経営者育成支援事業」では、研修の対象者を原則として、市内農家子弟又農地所有適格法人（農業生産法人）の元社員等としていたが、2名の非農家を採用せざるを得ない状況であった。そのうち1名は、いったんは就農したがその後離農した。

その後に実施した「新規就農・農業後継者育成支援事業」では、非農家も研修の対象として実施したが、29年度の研修生（非農家）は研修開始直後に辞退された。

一方、研修カリキュラムの実務研修については、作物ごとに農業者等に依頼し、座学等については、春日部農林振興センター等の専門性を有する組織に依頼するなど関係機関の協力を得て実施している。

【新たな展開】

上記のような課題がある中で、非農家であっても「埼玉県農業大学校」等の研修機関で、農業の基礎知識と栽培技術を習得した研修生が、研修後直ちに農地を借りて新規就農する事例も出てきた。

【新たな農業従事・後継者育成支援事業の取り組み】

これまでの取り組み状況や課題等から、今後、実施する農業従事・後継者育成支援事業については、農家子弟、非農家を問わず研修の対象とする。

そして、農業の担い手育成について、越谷市と埼玉県農業大学校とが相互協力・連携することで、お互いの強みを生かし、効率的・効果的かつ確実に農業者を誕生させる仕組みを構築していく。

【基本的な役割(案)】

○埼玉県農業大学校

- ・研修生（学生）の選考試験
- ・農業に関する基礎知識及び農作物の基礎的栽培技術の習得等
（農業法律、植物生理、土壌肥料、農業気象、農業機械、病虫害管理、食品概論、農業・流通・販売・食品関係法、農産加工実習、農産物マーケティング論、農業簿記、農作物栽培実習）

○越谷市（農業振興課）

- ・高品質な農作物（いちご、ねぎ等の越谷市を代表する）の栽培技術や知識の習得等
- ・個別具体的な農業経営に関する情報提供や知識の習得
- ・出荷・流通・販売に関する現場実習や知識の習得
- ・農業者との交流や情報交換
- ・農地の幹旋や農業経営安定化に向けた各種支援等

【今後の予定】

・平成32年度の研修に間に合うように、平成30年度中に協議・検討を行い、新たな育成支援事業を作成し覚書を締結する。

【問い合わせ】

越谷市 環境経済部 農業振興課
農業技術センター

電 話 048-969-0120

FAX 048-966-5667